

30伊総総第615号
平成30年11月9日

島 明美 様

伊達市長 須田 博行



弁明書の送付及び反論書の提出について

平成30年10月17日に提出された平成30年9月19日付け30伊総総第445号による行政情報開示請求却下処分に対する審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

つきましては、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出される場合には、下記により提出してください。

記

1 提出期限

平成30年12月10日（月）

2 提出先

伊達市保原町字舟橋180番地
伊達市役所総務部総務課

3 留意事項

- (1) 別添の弁明書（副本）は、処分庁（処分担当課：健康福祉部健康推進課）から審査庁（審査担当課：総務部総務課）あてに提出されたものです。
- (2) 伊達市長（処分庁）の弁明に対して反論する部分を具体的に明示したうえで、反論の理由を具体的に記載してください。

4 様式

反論書の様式は特に定めておりませんので、別紙を参考に作成して提出してください。

（事務担当 総務部総務課文書法規係 菅野 電話024-575-1159）

第4号 請求そのものを却下するとき 行政情報開示請求却下通知書

(2) 事実の経緯

- ア 平成30年9月5日、請求人は、総務課窓口において、本件条例第6条及び本件規則第2条に基づき、行政情報開示請求書を提出し（以下「本件申請」という。）、総務課はこれを受理した。
- イ 平成30年9月5日、総務課は、健康推進課に対して「平成27年8月1日付け27伊健健第411号の依頼文書に記載のある伊達市のGIS情報と国の航空機モニタリングを突合させたデータベース」（以下、「当データ」という。）に係る照会を行った。（別添資料4）
- ウ 平成30年9月11日、健康推進課より総務課へ口頭にて、当データは不存在である旨の連絡を行った。
- エ 平成30年9月11日、総務課より健康推進課へ再度、不存在であるか確認するよう指示がなされ、不存在であることを再度確認した。
- オ 平成30年9月14日、「健康推進課ではデータなし」（別添資料5）との回答から、本件条例第11条第2項に該当することから、請求に係る情報が事実上、不存在として、9月19日付け総務課長の専決により、行政情報開示請求を却下する決定を行い、本件規則第3条第4号に基づき、請求人に行政情報開示請求却下通知書（以下、「本件処分」という。）を通知した。

5 処分序の意見

- （1）当データとは、住所位置情報を緯度経度に置き換え GISⁱ（数値）化した情報と国の航空機モニタリングの情報ⁱⁱを突合させた資料である。
- （2）当データの作成は、市が東京大学大学院理学系研究科教授の早野龍五氏に依頼しデータベース化したものである。
- （3）早野氏が作成した当データのサンプルデータは確認したが成果品としての納品は不要と判断したため、当該データは保存していない。
- （4）市は、当データと外部被ばく検査及び内部被ばく検査データを総合的に解析し、さらにその結果を研究論文として発信するよう、市政アドバイザー（放射能対策に係る健康管理）である宮崎真氏（福島県立医科大学放射線健康管理学講座助手）に依頼した。（平成27年8月1日付け文書：別添資料4）
- （5）解析及び研究論文作成にあたり、当データは早野氏から宮崎氏に直接提供している。
- （6）「宮崎・早野論文」に関する研究計画、福島県立医科大学の研究手続きについては承知していない。
- （7）以上述べたとおり、本件処分を行ったもの。

添付書類

- 1 資料1 行政情報開示請求書
- 2 資料2 審査請求書
- 3 資料3 行政情報開示請求却下通知書
- 4 資料4 伊達市の個人被ばく検査における結果の分析と学術的発信並びに今後の

30 伊健健第 931 号
平成 30 年 11 月 5 日

審査庁 伊達市長 須田 博行 様
(総務課事務取扱)

弁 明 書

処分庁 伊達市長 須田 博行
(健康推進課事務取扱)



1 事件の表示

審査請求人島明美（以下「請求人」という。）が、平成 30 年 10 月 17 日付で提起した、伊達市情報公開条例第 11 条第 2 項に基づく行政情報の開示請求却下決定処分（平成 30 年 9 月 19 日付け 30 伊総総第 445 号。以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求

2 審査請求の趣旨に対する意見

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

3 審査請求の理由について認否

- (1) 請求人が、平成 30 年 9 月 5 日付で行政情報開示請求書(別添資料 1)及びその却下通知に対する審査請求書（添付資料 2）の提出があったことは認める。
- (2) 処分庁が、平成 30 年 9 月 19 日付で、行政情報開示請求書に対して行政情報の開示請求却下決定(別添資料 3)通知を行ったことは認め、記載の処分を取り消すとの裁決を求めるという点は争う。その余は不知。

4 本件処分に係る事実経緯等

(1) 本件処分に関する法令等の定め

ア 伊達市情報公開条例(平成 18 年伊達市条例第 14 号。以下「本件条例」という。)

第 11 条 第 1 項 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

第 2 項 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

イ 伊達市情報公開条例施行規則(平成 18 年伊達市規則第 16 号。以下「本件規則」という。)

第 3 条 条例第 11 条第 1 項及び第 2 項に規定する開示決定等の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の定める通知書により行うものとする。

第 1 号～第 3 号 (略)

市政へのアドバイスについての依頼文書

5 資料5 行政情報開示請求についての健康推進課回答書

-
- i 地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータを総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術（国土交通省国土地理院資料より）
 - ii 東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響のあった地域における空間線量率の変化の確認を目的として、原子力規制委員会が実施している、発電所から80km 圏内及び圏外の継続的な航空機によるモニタリング（原子力規制庁監視情報課より）